

告 示

埼玉県告示第九百七十六号

測量計画機関である桶川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年八月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

桶川市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

桶川市（一部）

四 作業期間

平成二十七年八月二十五日から平成二十八年一月二十二日まで